

第2節においては、母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策のみならず、女性一般の支援を目的とする施策など、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策についてもその実施状況を紹介します。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 女性のチャレンジ支援策の推進

我が国において活力ある社会を築く上で、意欲と能力のある女性が社会のあらゆる分野で活躍できるようにすることが重要との考えのもと、平成15(2003)年4月に男女共同参画会議において意見として決定された「女性のチャレンジ支援策」及び同年6月の男女共同参画推進本部において決定された「女性のチャレンジ支援策の推進について」に基づき、内閣府を始めとして関係省庁では女性のチャレンジ支援策に取り組んでいる。

平成16(2004)年度、内閣府では、再就職したい、起業したい、NPOを立ち上げたい、キャリアアップしたいなどチャレンジしたい女性が必要な情報を効率的に入手できる情報提供システムや人的ネットワークを構築するための取組みを行った。

具体的には、内閣府ホームページ内に、支援機関に関する情報や全国各地で活躍している女性・団体事例を紹介する「チャレンジ・サイト」(<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>)を設置し本格的な運用を開始するとともに、各地の女性センター・男女共同参画センター等を拠点として、女性のチャレンジに必要な情報の提供、相談をワンストップで行うこと、効率的な支援講座等の開催を行うため、複数の支援機関から構成される人的ネットワーク環境の構築を目的として、モデル事業「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を4府県において実施している。

(2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組み

農山漁村の維持・活性化に大きく貢献している女性について、女性自らの意思による農業経営への参画を促進するため、農林水産省においては、女性のライフステージにあわせた研修、ホームページ等による様々な情報提供等を総合的に実施している。

また、経済産業省においては、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度により、女性を含めた開業・創業の支援を行っている。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

働く女性が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる職場環境を整備するため、以下の施策等を実施している。

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め社会一般に対し、男女雇用機会均等月間を中心に広報啓発活動を実施している。また、男女差別的な取扱いをしている企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により男女雇用機会均等法違反の是正を図るとともに、個別紛争の迅速な解決を図るため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行っている。

(2) セクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては行政指導により措置の実施を求めている。

(3) 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

男女労働者の配置や昇進の状況などに事実上の格差が大きい企業に対して、企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）を行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組みを促進している。

また、経営者団体と連携し、厚生労働省及び都道府県労働局ごとに企業のトップや有識者をメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業トップに対し、ポジティブ・アクションの取組みを働きかけるとともに、普及のための様々な取組みを行っている。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募による「均等推進企業表彰」を実施しているほか、平成15（2003）年度から個々の企業が実態に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

(4) 「女性と仕事の未来館」の運営

女性が働くことを積極的に支援する事業を総合的に展開するための拠点施設として開館した「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報提供を行っているほか、女性起業家に対して、個別相談や女性起業家との交流を含めたセミナーの開催等各種支援事業を実施している。

3 パートタイム労働対策の推進

就業している母子家庭の母の約5割は臨時・パート就業となっているが、厚生労働省では、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号。以下「指針」という。）に基づき指導等を行っている。

指針については、平成15（2003）年8月に改正を行い、パートタイム労働者と通常の労働

者との均衡処遇の考え方を具体的に示し、また、事業主が講ずるべき措置として正社員への転換に関する条件の整備等新たなものを追加した。指針改正により具体的に示された考え方の浸透・定着を図るため、都道府県労働局等を通じて広報活動、集団説明会を実施し、改正指針の周知に努めている。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが重要となっていることから、厚生労働省では、平成16（2004）年度においては、以下の施策等を実施した。

（1）次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、企業等が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために策定・実施することとされている「一般事業主行動計画」について、企業等に対して周知・啓発を行うこと等により、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに向けた取組みを行っている。

（2）育児・介護休業法の施行

育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、事業主等に対する集団指導を中心とする行政指導を実施している。さらに、育児休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなどについて、労働者から相談があった場合、必要な指導を実施している。

なお、育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするため、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長や子の看護休暇制度の創設等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第160号）が平成16（2004）年12月に成立したところである。

（3）ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知・広報を行い、各企業における活用を図ることにより仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業に向けた自主的な取組みを促進するとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施により、その一層の普及促進を図っている。

（4）フレーフレー・テレフォン事業の推進

育児・介護等を行う労働者を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット等により提供している。

(5) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進

育児、介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、再就職準備に役立つ情報の提供やセミナーの開催などを行っている。また、再就職準備に関する情報及び育児・介護サービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している。

5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行っている。

従来は、職に就いていない者を対象として、就業希望登録をした者に対し、必要な職業情報等を提供する就業希望登録制度を実施してきたが、平成15(2003)年5月より、その対象者を拡充し、母子家庭の母等であって、現在、臨時・パートタイムの形態で就業しているが、将来的に常用雇用者に移行することを希望しているものを追加した。

両立支援ハローワークの相談実績等は、1か月当たり、相談件数は約24,000件、紹介件数は約22,000件、就職件数は約3,000件である(厚生労働省職業安定局調べ)。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者に対する研修会を実施している。具体的には、無料職業紹介事業の許可を取得した母子福祉団体や特定非営利活動法人(NPO法人)等、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者(役員や紹介業務従事者)を対象とし、(社)全国民営職業紹介事業協会に委託して、

職業相談(カウンセリング)の実施方法、母子家庭の母等就職困難者の職業紹介の実施方法、民営職業紹介事業をめぐる諸問題等といった職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を提供する無料職業紹介事業者研修会を平成17(2005)年3月に行った。